

8 バイオディーゼル燃料による地域循環システムの確立に向けた制度の充実について

～COP3 開催都市におけるバイオマスエネルギーを活用した先駆的な取組～

(環境省・農林水産省・資源エネルギー庁・国土交通省・総務省)

「京都議定書」採択の地である京都市では、家庭や事業所から出る廃食用油を原料とした環境にやさしいバイオディーゼル燃料の実用化に向け、ごみ収集車や市バスへの使用、独自の燃料化施設の建設、燃料の暫定品質規格（京都スタンダード）の策定など、全国に先駆けた取組を進めて参りました。

廃食用油燃料化事業は、環境にやさしい低公害燃料であるとともに、リサイクルの促進、二酸化炭素の排出抑制のほか、地域に根ざした回収活動を通じて環境意識の向上や地域コミュニティの活性化も期待できるなど、多大な効果と意義を有するものであり、地球温暖化防止や循環型社会の構築に向けた具体的な推進事業として、今後、全国への円滑な普及、拡大のためには技術面、制度面での充実が大変重要になって参ります。

「京都議定書」の発効を機に、廃食用油燃料化事業の地域レベルでより一層の普及促進に向け、更なる制度の充実を要望します。

要望事項

- 1 バイオディーゼル燃料の日本工業規格(JIS)の制定等
- 2 廃食用油燃料化事業への支援制度の確立
 - (1) 地域における廃食用油の回収に対する財政支援等
 - (2) バイオディーゼル燃料の使用に伴う経済的な負担を軽減する等、更なる普及促進に向けた制度面での充実
 - (3) 将来的に高濃度使用(100%バイオディーゼルを含む。)を可能とする技術的検証の実施及び法体系をはじめとする制度面での整備

主な要望先：環境省（地球環境局地球温暖化対策課） 農林水産省（大臣官房環境政策課資源循環室）
資源エネルギー庁（石油流通課、新エネルギー対策課）

国土交通省（自動車交通局環境課） 総務省（自治税務局都道府県税課）

京都市の担当課：環境局 施設部 施設整備課 担当課長 中村一夫 TEL 075-212-8500

環境局 地球環境政策部 循環型社会推進課長 安西伸一郎 TEL 075-222-4091

交通局 自動車部 技術課長 相田正雄 TEL 075-822-9155

理財局 税務部 主税課長 加藤祐一 TEL 075-213-5202

< 京都市の取組・現状 >

京都市廃食用油燃料化施設

竣 工：平成 16 年 5 月

設備形式：廃食用油のメチルエステル（バイオディーゼル燃料）化

設備規模：バイオディーゼル燃料生産：5,000 ㍓ / 日

軽油混合燃料生産：3,000 ㍓ / 日（市バス用の軽油混合燃料 軽油：BDF = 80：20）

稼働状況：

バイオマス受入れ 廃食用油：約 12 万㍓ / 年（家庭系 市内約 900 拠点から回収）

実績稼働時間 運転時間：8 時間 / 日，約 300 日 / 年

施設建設費：約 751 百万円

国庫補助金：脱温暖化地域構造改革事業補助金：10,890 千円（平成 14 年度）

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金：259,392 千円（平成 15 年度）

京都市バイオディーゼル燃料化事業技術検討会

技術検討内容：

バイオディーゼル燃料は，わが国において，現在品質規格がないことや年間を通して安定した燃料性状を確保するため，平成 13 年度から自動車工学や油脂化学などの学識経験者で構成する技術検討会を設置し，本市としての暫定品質規格（京都スタンダード）の策定や製造燃料の品質の確保などについて検討を行ってきた。

国庫補助金：バイオマス利活用フロンティア推進事業費補助金：5,964 千円（平成 15 年度）

バイオマス利活用フロンティア推進事業費補助金：5,964 千円（平成 16 年度）

交付金：バイオマスの環づくり交付金（ソフト支援）：5,992 千円（平成 17 年度）

（11 月市会にて補正対応）